

## 食品安全委員会（第984回会合）議事概要

日 時：令和7年5月27日（火） 14：00～15：20  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：山本委員長ほか6名出席  
傍聴者：一般25名

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
- ・ 器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続を定めること

→消費者庁から説明。

本件については、器具及び容器包装に使用される物質の安全性審査の手続を定めるものであり、食品健康影響評価の結果に基づき施策を策定するという手法になじまないものであると考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するものとし、リスク管理機関（消費者庁）に回答することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・ 動物用医薬品 1品目  
キノロン系合成抗菌剤が動物用医薬品として家畜に投与された場合に選択される薬剤耐性菌

→農林水産省から説明。

本件については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおいて審議することとなった。

- (3) 添加物専門調査会における審議結果について
- ・ 「亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウム並びに亜硫酸水素アンモニウム水」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「クロルタルジメチル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第一専門調査会におけるものと同じ結論、  
「クロルタルジメチルの許容一日摂取量 (ADI) を 0.001 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (消費者庁) に通知することとなった。

- ・ 農薬「マンジプロパミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、

「マンジプロパミドの ADI を 0.05 mg/kg 体重/日と設定し、ARfD は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (消費者庁) に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「トルトラズリル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「トルトラズリルの許容一日摂取量 (ADI) を 0.01 mg/kg 体重/日とする。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (消費者庁) に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「ケトプロフェン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「ケトプロフェンの ADI を 0.00065 mg/kg 体重/日とする。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (消費者庁) に通知することとなった。

(5) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・動物用医薬品「グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤（フォーセリス注射液）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

- ・動物用医薬品「ケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤（ケトフィス）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。